

産業廃棄物の受入停止のお知らせ



資源化センターでは、これまで一部の産業廃棄物を受入れていましたが、**令和7年4月1日**から、田原市との広域ごみ処理が開始されることに伴い、**産業廃棄物の受入れを停止**します。投入許可を受けて産業廃棄物を搬入している方は、民間の産業廃棄物処理施設を利用してください。

なお、事業系の一般廃棄物については、これまでどおり受入れを行います。

変更前

許可する廃棄物の種類等

～R7.3.31

		種 類
紙くず	一般廃棄物	下記以外のもの
	産業廃棄物	パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）から出る紙、板紙のくず
木くず	一般廃棄物	下記以外のもの
	産業廃棄物	木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材、おがくず、バーク類など 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）から出る木材、竹、ワラ、その他これに類する不要物 物品賃貸業（リース業）に係るもの 貨物の流通のために使用した木製パレット
繊維くず	一般廃棄物	下記以外のもの
	産業廃棄物	衣類その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）から出る木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
動植物性残さ	一般廃棄物	下記以外のもの（魚市場、飲食店から排出される残さ、厨芥類など）
	産業廃棄物	食料品、医薬品、香料製造業から生じる魚獣の骨皮、内臓等のあら、酒かすなどの不要になったもの （製造及び加工工程により発生する残さに限る）
その他の一般廃棄物		（例）動物のふん尿（畜産農業に係るものは除く）、美容業から排出される人毛など



変更後

許可する廃棄物の種類等

R7.4.1～

		種 類
紙くず	一般廃棄物	下記以外のもの
	産業廃棄物	パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙、板紙のくず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）から出る紙、板紙のくず
木くず	一般廃棄物	下記以外のもの
	産業廃棄物	木材又は木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生ずる木材、おがくず、バーク類など 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）から出る木材、竹、ワラ、その他これに類する不要物 物品賃貸業（リース業）に係るもの 貨物の流通のために使用した木製パレット
繊維くず	一般廃棄物	下記以外のもの
	産業廃棄物	衣類その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず 建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）から出る木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
動植物性残さ	一般廃棄物	下記以外のもの（魚市場、飲食店から排出される残さ、厨芥類など）
	産業廃棄物	食料品、医薬品、香料製造業から生じる魚獣の骨皮、内臓等のあら、酒かすなどの不要になったもの （製造及び加工工程により発生する残さに限る）
その他の一般廃棄物		（例）動物のふん尿（畜産農業に係るものは除く）、美容業から排出される人毛など

この件に関する注意点と問合せ先については、裏面をご覧ください。▶

注意点

① 廃棄物カードの取扱いについて

新たに購入する場合は、今回の停止を考慮して慎重にお願いします。

産業廃棄物のみの投入許可を受けている方は、払い戻しを行いますので、令和8年3月31日までに資源化センターまでお申し出ください。詳しくは下記問合せ先までお願いします。

② 産業廃棄物処理業者への処理委託について

産業廃棄物処理業者に処分を委託する際には、産業廃棄物処分業の許可業者に委託をしてください。

産業廃棄物処理業者に収集運搬を委託する際には、産業廃棄物収集運搬業の許可業者に運搬の委託をしてください。

許可業者を具体的に知りたい場合は、こちらをご参照ください。▶
市役所では特定の業者を斡旋することはできません。



廃棄物対策課ホームページ
(産業廃棄物処理業者名簿)

③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

民間の産業廃棄物処理業者に処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発行が必要となります。

詳しくは、廃棄物対策課までお問合せください。

また、便利な電子マニフェストについてはこちらをご参照ください。▶



廃棄物対策課ホームページ
(電子マニフェスト)

問合せ先

・廃棄物カードに関すること・・・・・・・・・・資源化センター (0532)46-5303

・産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び投入許可に関すること
・・・・・・・・環境部廃棄物対策課 (0532)51-2410